

# 横浜支局参観申出手順

令和6年11月現在

## 1 問合せ

参観を希望する場合は以下（1）から（4）を準備し、問合せ先に連絡願います。

- （1）団体名・代表者氏名
- （2）参観を希望する月（日時指定は承れません）
- （3）参観希望人数（上限10名）
- （4）代表者の電話番号及びメールアドレス
- （5）注意事項

学術研究のための必要と認められる場合には個人での申出が可能となる場合があります。お問合せの際にお知らせください。

参観申込み状況により、初回の申出団体を優先することや、複数の団体と一緒に参観を依頼する可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

問合せ先 東京出入国在留管理局 横浜支局 総務課 広報担当 電 話 0570-045259（所属部署番号：10）
---

## 2 申出

参観日時が決定した後、担当者から「参観申出書」及び「参観希望者名簿」をご案内しますので、それらを作成し電子メールでご提出願います。

## 3 結果通知

参観申出の可否につきましては、担当者から電話又は電子メールにてご連絡します。

なお、参観を許可する場合には、参観当日の集合日時及び場所並びに持ち物等についてもご案内します。

## 4 参観当日

指定された日時及び集合場所に集合願います。

なお、写真付き身分証明書を必ずお持ちください。

※身分証明書例：運転免許証、マイナンバーカード、旅券又は在留カード（外国人の場合）